

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案）について  
（概要）

平成 26 年 11 月  
内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室

1. 制定の背景

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が 10 月 17 日に閣議決定され、第 187 回国会に提出されたところである。国会の審議を経て同法案が成立した場合には、一部公布・即施行される見込みであることから、同法案の施行に伴い、特定事業主行動計画を策定する国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員等について定める必要がある。

2. 制定する政令の主な内容

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案第十五条第一項の規定により、各議院事務局の事務総長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所事務総長等の特定事業主は、各議院事務局の職員、内閣官房及び内閣府本府の職員、各省の職員、裁判所の職員等についての特定事業主行動計画を定めるものとする。また、地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案第二十条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、日本年金機構及び日本中央競馬会とする。
- (3) その他以下の関係政令に条項ずれ等が生じることから、関係政令について所要の改正を行う。
  - ・独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）

- ・ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）
- ・ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）
- ・ 内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十七号）

### 3. 施行期日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の公布日  
ただし2の（1）の規定は、平成二十八年四月一日から施行